

土佐の「おきゃく」シンボルキャラクター

べろべろの神様 画像の使用について



土佐の「おきゃく」事務局

2025年4月1日

はじめに

土佐の「おきやく」シンボルキャラクター「べろべろの神様」は、おきやく文化を通じて高知をアピールするためにデハラユキノリ氏の協力を得て制作されました。本書は、べろべろの神様の写真およびイラストを使用するにあたり、その使用方法と使用承認申請の手続きをまとめたものです。ご利用にあたっては、本書をご確認の上、事前の使用承認申請をお願いします。

■使用できる画像の種類について

画像名称	画像	備考
① 神様グラフィックデザイン/ 黄色		画像に文字やイラスト等を重ねて使用することは不可。 縦横の比率を変更しないこと。
② 神様グラフィックデザイン/ ピンク		色や文字の変更は認めません。
③ 神様イラスト		画像に文字やイラスト等を重ねて使用することは不可。 縦横の比率を変更しないこと。
④ 神様イラスト/桜あり		色や文字の変更は認めません。
⑤ 神様写真/樽あり		画像と一緒に著作権表示を必ず記載すること。 ▼ ©デハラユキノリ©土佐のおきやく
⑥ 神様写真/樽なし		

土佐の「おきゃく」シンボルキャラクター べろべろの神様 使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、土佐の「おきゃく」を広くPRするシンボルキャラクター「べろべろの神様」の写真及びイラスト、立体造形などのイメージ（以下「べろべろの神様」という。）を使用する際に必要な事項を定め、もって土佐の「おきゃく」のPR、高知県の観光振興等に寄与することを目的とする。

(べろべろの神様の使用に関する権利)

第2条 べろべろの神様の使用に関する一切の権利は、制作者であるデハラユキノリ氏と土佐の「おきゃく」事務局（以下「事務局」という。）に属する。

2 べろべろの神様の使用については、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権の制限に該当する場合を除き、原則として許諾しない。ただし、前条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合は、この限りでない。

(使用承認申請及び使用承認)

第3条 べろべろの神様を使用しようとする者は、本規程を遵守することを前提に、あらかじめ事務局にべろべろの神様使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、承認を受けなければならない。なお、必要に応じ当該使用に係る物件の使用見本の提出を求める場合がある。その際は、使用見本または写真等、完成イメージが確認できるものをすみやかに提出すること。

2 事務局は、申請書の提出があったときは、その内容をデハラユキノリ氏と協議の上で、使用承認または使用拒否を通知するものとする。

3 事務局は、前項の規定により承認する場合において、使用に係る承認条件（以下「承認条件」という。）を付することができる。

4 次のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。ただし、事前に事務局に連絡すること。

(1) 報道機関が土佐の「おきゃく」に係る報道及び広報の目的で使用するとき。

(2) その他、事務局が特に認めるとき。

(使用承認の制限)

第4条 事務局は、前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

(1) 使用目的及び使用方法が、土佐の「おきゃく」の趣旨に反すると認められるとき。

(2) イメージを使用する際に、定められた色、形を正しく使用していないとき。

(3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

- (4) デハラユキノリ氏および土佐の「おきやく」のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
 - (5) 特定の政党、候補者、宗教団体及び営利団体を支援または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
 - (6) 使用料が支払われないおそれのあるとき。
 - (7) その他べろべろの神様の使用が適当でないと認められるとき。
- 2 事務局は、前項の規定により前条に規定する使用を承認しない場合は、べろべろの神様使用拒否通知書（別記様式2号）により当該使用申請者へ通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第5条 事務局から使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、べろべろの神様を使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) べろべろの神様の使用が土佐の「おきやく」PRにあることを留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 使用にあたっては、使用承認を受けた内容に限ること。
- (3) 使用承認を受けた権利を譲渡、転貸または承継しないこと。
- (4) 第2条の規定により使用承認を受けた者は、著作権者の表示（「©デハラユキノリ ©土佐のおきやく」）を、使用承認を受けた対象物に必ず行うこと。
- (5) 使用者は、べろべろの神様を使用した広報物等により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、デハラユキノリ氏および土佐の「おきやく」に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。
- (6) 使用者が、べろべろの神様の使用に際して、故意または過失によりデハラユキノリ氏および土佐の「おきやく」に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (7) その他、事務局が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

（使用承認の変更）

第6条 申請書の内容に変更が生じたときは、事務局に連絡の上、改めて変更後の使用承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 第3条の規定は、前項の場合に準用する。

（使用承認の取消申請）

第7条 使用者は、使用期限までに、べろべろの神様を使用する必要がなくなったときは、速やかに事務局に連絡しなければならない。

(使用承認の取消事由)

第8条 事務局は、第3条の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規程または承認条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 事務局は、使用者が前項の規定により使用の承認を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第9条 事務局は、使用を承認したべろべろの神様の使用状況について、調査をすることができる。使用者は事務局から要請を受けた場合は、その使用実態を報告及び使用品等を提供しなければならない。

(使用料)

第10条 べろべろの神様の画像及びイラストの使用料については、営利が目的でない場合は(削除)無料とする。営利目的の使用に該当すると事務局が判断した場合は、事務局に対し使用料として、別に定める算出基準により算定される金額を定められた期日及び支払方法により支払うものとする。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、第3条の承認を受けた事項以外の目的にべろべろの神様を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、べろべろの神様の使用について必要な事項は、デハラユキノリ氏と協議の上、事務局が別に定める。

附則

(改正)

- 1 この規程は、2025年4月1日から改正する。

(経過措置)

- 2 この規程の改正日以前に届出があったものについて、あらためて申請の手続きを求める場合がある。その際は、すみやかに申請書を提出し承認を受け、画像の差し替え等に応じること。

別表 使用料

対象物件	使用料の算出基準（税別）
平面物	商品上代 × 生産個数 × 5%
立体物	商品上代 × 生産個数 × 8%
べろべろの神 様本体および パネル貸出	1 件につき 15,000 円(税別)